

## 英語語法文法学会 研究倫理ガイドライン

### 1. 実証的研究における研究倫理の重要性

英語語法文法学会では、設立趣意書にありますように、「英語の具体的な語彙や構文の特性を一つ一つ明らかにする」記述的な研究を追究することを目指しております。本学会の会員には、自身の研究の成果に基づくデータや論証を積み重ね、他にはない結論・展望を提供する独創的な研究を行うことが求められます。データの捏造や改ざん、他の研究者による研究からの盗用や剽窃などの不正行為は、本学会の趣旨に反するだけでなく、本学会およびその会員に重大な不利益・不名誉をもたらすのはもちろん、広く英語学・言語学の研究の妨げになるものです。従いまして、本学会は、研究倫理を遵守し、正当な方法での研究を行うことを会員諸氏に求めます。

### 2. 研究不正への対応

万が一、本学会において、大会発表、大会予稿集や機関誌『英語語法文法研究』に掲載された予稿・論文、あるいは学会賞を授与した論文や著書において、以下「3. 不正行為の内容」で述べる不正行為が発覚した場合は、その事実を公表し、当該の発表や論文等を取り消すことがあります。また、発表や論文の審査の過程で不正が発覚した場合には、それらを審査対象とはしません。その他、運営委員会において必要と認めた措置をとることがあります。

### 3. 不正行為の内容

本学会において、研究活動における不正行為とは、以下のいずれかに当たる行為を故意に行うことを指します。

- (1) 捏造：もともと根拠のない架空のデータや研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん：データや研究成果を正当な手続きによらない形で改変すること。
- (3) 盗用：他人の考察、データ等を、その人の許可を得ないで、または、適切な表示なくそのまま自分のものとして公にすること。
- (4) 剽窃：他人の論文、著書、口頭発表の資料等に含まれる表現・内容やインターネット上で公開されているものを、引用を明示することなく自分のものとして用いること。

関連ホームページ

日本英語学会：<http://elsj.kaitakusha.co.jp/01.html>

文部科学省：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334652.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334652.htm)

(2014年11月20日)